

令和5年第3回定例会

酒田市教育委員会会議録

(令和5年3月17日開議)

酒田市教育委員会企画管理課

第3回 酒田市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 令和5年3月17日(金) 午後4時00分 開会
午後4時33分 閉会

2 場 所 酒田市役所7階 703会議室

3 出席者

出席	欠席	教 育 長	鈴木 和 仁
出席	欠席	委 員	岩 間 奏 子
出席	欠席	委 員	神 田 直 弥
出席	欠席	委 員	村 上 千 景
出席	欠席	委 員	阿 部 浩

4 説明者

出席	欠席	教 育 次 長	池 田 里 枝
出席	欠席	教 育 次 長	佐 藤 元
出席	欠席	企 画 管 理 課 長	高 橋 浩 平
出席	欠席	スクール・コミュニティ 推進主幹	真 寫 齊
出席	欠席	学 校 教 育 課 長	小 松 泰 弘
出席	欠席	指 導 主 幹	五 十 嵐 敏 剛
出席	欠席	社 会 教 育 文 化 課 長	岩 浪 勝 彦
出席	欠席	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	齋 藤 聡

5 議事日程

- 日程第1 会期決定
- 日程第2 会議録署名委員の指名
- 日程第3 前回会議録の承認
- 日程第4 議事
- 日程第5 その他

◎ 開議

(鈴木教育長) ただいまより、令和5年第3回酒田市教育委員会定例会を開会いたします。本日は、全員出席ですので直ちに会議を開きます。

◎ 会期

(鈴木教育長) 日程第1 会期の決定を議題といたします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎ 会議録署名委員の指名

(鈴木教育長) 次に日程第2 会議録署名委員の指名を議題といたします。本日の署名委員に岩間委員と神田委員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、会議録署名委員は岩間委員と神田委員に決定いたしました。

◎ 前回会議録の承認

(鈴木教育長) 次に日程第3 前回会議録の承認を議題といたします。前回の臨時会の会議録の写しを事前にお示ししておりますので、そちらでご了承くださるようお願いいたします。

◎ 議事	議第 1 2 号	酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について
	議第 1 3 号	酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について
	議第 1 4 号	酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について
	議第 1 5 号	酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について
	議第 1 6 号	酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について
	議第 1 7 号	酒田市立資料館設置管理条例施行規則等の廃止について
	議第 1 8 号	酒田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に対する被服貸与規定の一部改正について
	議第 1 9 号	酒田市教育委員会文書管理規定の一部改正について
	議第 2 0 号	酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について
	議第 2 1 号	令和 5 年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について

(鈴木教育長) 次に日程第 4 議事に入ります。ここで発議いたします。議第 2 1 号につきましては、人事案件であることから、酒田市教育委員会会議規則第 1 4 条に基づきまして、非公開としたいと思います。議第 2 1 号を非公開とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(鈴木教育長) 全員の賛成がありましたので、議第 2 1 号につきましては、非公開といたします。また、ただいま非公開としました議案については、最後に審議を行います。

(鈴木教育長) それでは、はじめに議第 1 2 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について 議第 1 3 号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について 議第 1 8 号 酒田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に対する被服貸与規定の一部改正について 及び 議第 1 9 号 酒田市教育委員会文書管理規定の一部改正について を議題といたします。これについて一括して説明をお願いします。

(企画管理課長) それでは、議第 1 2 号、議第 1 3 号、議第 1 8 号及び議第 1 9 号を一括してご説明いたします。

最初に、議第 1 2 号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について ご説明いたします。議第 1 2 号は、社会教育文化課の所管事務が市長部局に移管されること及び教育長の権限に属する事務の委任及び専決に関し、条文を整理するため所要の改正を行うものです。主な改正箇所についてご説明いたします。5 ページからの新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後の規定です。第 5 条及び第 6 条の改正は、組織改編に伴うものです。8 ページをご覧ください。第 9 条は、教育長の委任に関して規定するものですが、改正前の第 1 項は専決に関する事務を規定する内容であるため、本条から削り、第 1 0 条として新たに規定するものです。なお、委

任とは権限そのものを委譲することであり、専決とは権限を教育委員会に残したまま、教育長をして教育委員会の権限に属する事務の一部を行わせるものです。9ページをご覧ください。第13条は、この規定が意図する状況が想定できないため削るものです。別表第1と10ページの別表第2の改正は、組織改編に伴い、市長部局へ移管する事務や施設の規定を削るものです。

次に、議第13号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について をご説明いたします。12ページをご覧ください。この改正は、教育委員会が所管する事務の権限について、教育長に委任する事項及び教育長が専決する事項を整理し、事務の円滑な執行を図るとともに、法令及び教育委員会が定める規則・規程と整合を図るため、所要の改正を行うものです。15ページからの新旧対照表をご覧ください。第1条の各号列記部分は、教育委員会の権限に属する事務を定めているものですが、内容を法令の文言等と整合させ、その対象を明確化させるものです。16ページをご覧ください。改正前の16号及び17号を組織改編に伴い削り、行政処分に関する事務を教育委員会の権限として新たに第17号に位置づけます。また、第2項として教育長が委任を受けた事務について、教育長は事務局職員等に専決させることができる規定も新設します。次に、第3条の規定は教育委員会の権限に属する事務を教育長に専決させることができる規定を定めるものです。第1号は教育委員会規則以外の各種規程、第2号・第3号は事務局の管理職、学校の校長及び教頭、教育機関の長を除く職員の人事、第4号は学校医等の委嘱、第5号は行政処分に関するもので、これらについては教育長をして教育委員会名をもって、事務を行うものになります。特に、これまで何々規程としてその改廃を議案として提案してきた教育委員会訓令は、山形県教育委員会の取扱いと同様に教育長専決とするものです。なお、教育長に専決させた事務のうち、重要な事項については、教育委員会に報告いたします。このように、専決に関する規定を加えたことから、この規則の名称を酒田市教育委員会教育長事務委任規則から酒田市教育委員会の事務の委任等に関する規則へ変更するものです。18ページをご覧ください。この規則を教育委員会会議規則で引用する部分（第1条第17号）があることから、教育委員会会議規則の一部を附則で改正するものです。

次に議第18号 酒田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に対する被服貸与規程の一部改正について をご説明いたします。37ページをご覧ください。社会教育文化課の組織改編に伴い、職員の被服規定を改正するものです。

次に議第19号 酒田市教育委員会文書管理規程の一部改正について をご説明いたします。40ページをご覧ください。この改正は、令和5年度より本市に導入される電子決裁システムに対応させる改正を行うほか、議第13号教育長事務委任規則の改正で整理された文書の発信者名を整理し、文書保存年限の特例及び組織改編に伴う所要の改正を行うものです。43ページの新旧対照表をご覧ください。第12条の改正は、文書の番号を電子決裁システムの附番機能により対応できるようにするものです。第14条の改正は、教育委員会の権限で行う事務は教育委員会名で、教育長に委任した事務は教育長名とする文書の発信者名の原則を定めるものです。第16条及び別表第一の改正は、

組織改編に伴う整理のほか、学校の公文書は、法律や県等の規定がある場合はその年限とすることができるように改正を行うものです。

以上、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) 議第12号、議第13号、議第18号、議第19号がございました。どの案件でも構いませんので、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。議第12号 酒田市教育委員会事務局等の組織及び運営に関する規則の一部改正について を提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第12号は提案のとおり決しました。次に議第13号 酒田市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について を提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第13号は提案のとおり決しました。次に議第18号 酒田市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員に対する被服貸与規定の一部改正について を提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第18号は提案のとおり決しました。次に議第19号 酒田市教育委員会文書管理規定の一部改正について を提案のとおり決することにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第19号は提案のとおり決しました。次に、議第14号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について を議題といたします。これについて提案願います。

(学校教育課長) 議第14号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について 説明いたします。酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部を、市の行政組織の改編に伴い、改正を行うものです。20ページの新旧対照表の方をご覧願います。

第4条第3項第4号にあります社会教育文化課長を、社会教育課長に改めるものです。以上、宜しくご審議くださいますよう、お願いいたします。

(鈴木教育長) ただ今の提案に対して、ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木教育長) それでは、お諮りいたします。議第14号 酒田市教育研修センター設置条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第14号は提案のとおり決しました。次に、議第15号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について 議第16号 酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について 議第17号 酒田市立資料館設置管理条例施行規則等の廃止について 及び 議第20号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を議題といたします。これについて一括して提案をお願いします。

(社会教育文化課長) 議第15号 酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について から 議第17号 酒田市立資料館設置管理条例施行規則等の廃止について まで及び 議第20号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について の計4件について一括してご説明いたします。

最初に酒田市公民館設置管理条例施行規則の一部改正について ですが、令和5年度から文化所管課を市長部局に新設することとする機構改革に伴い、当該規則中における所管課名を現行の社会教育文化課から社会教育課に改めるものであります。

次に酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について ですが、令和5年度から光丘文庫を従来の図書館から資料館設置管理条例に基づく施設と位置付けが変更となることに伴い、当該規則中における光丘文庫に関する規定を削るものであります。

次に酒田市立資料館設置管理条例施行規則等の廃止について であります。令和5年度から市長が文化及び文化財の保護に関する事務を管理・執行することに伴い、社会教育文化課の所管する計11本の教育委員会規則を廃止するものであります。

最後に議第20号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について ですが、令和5年度からの機構改革に伴い、当該訓令中で引用されている課名について、社会教育文化課を社会教育課に、子育て支援課を子ども未来課に改めるものであります。

以上よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(鈴木教育長) いずれの案件でも構いませんので、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(鈴木教育長) ないようですので、順次お諮りいたします。議第15号 酒田市公民館

設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ありませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第15号は提案のとおり決しました。次に議第16号 酒田市立図書館設置管理条例施行規則の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第16号は提案のとおり決しました。次に議第17号 酒田市立資料館設置管理条例施行規則等の廃止について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第17号は提案のとおり決しました。次に議第20号 酒田市生涯学習推進委員会設置規程の一部改正について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって、議第20号は提案のとおり決しました。

◎ その他の報告

(鈴木教育長) 日程第5 その他に入ります。報告事項1及び報告事項2につきましては、池田教育次長から説明がありますので、説明をお願いいたします。

(池田教育次長) それでは、私からは、報告事項1 令和4年度定期監査結果について 報告を申し上げます。資料をご覧ください。

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査の範囲として、地方自治法第199条第4項の規定により定例監査が実施されました。令和5年1月26日付けで酒田市監査委員から酒田市教育委員会教育長宛に定例監査結果に関する報告が提出され、教育委員会4課の監査結果として指摘事項及び注意事項がございました。具体的には政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定どおりに支払いをせず、遅延による延滞利息が発生したものを含めて4件、予定価格を上回る金額で契約したものが2件、解体し

た施設について台帳上の除却処理をせず、財産調書に反映されていなかったものが1件、教育委員会として事務局を持っている団体会計の会計管理が不適切だったものが1件ございました。詳細については資料をご覧ください。

なお、最後の資料になりますが、令和5年2月22日付けで教育長名により監査委員に対して、定期監査結果に対する措置内容を明記したものを発出しております。今回の指摘等を踏まえ、適正な事業及び財務の執行を心掛けてまいりたいと思います。

以上、報告申し上げます。

(鈴木教育長) ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。

(岩間委員) 指摘事項の中村ものづくり塾に関しての会計管理が著しく不適切なものというところで、コロナ禍で事業が出来なかったとはいえ、このような使い方では誰も納得しないのかなと思いましたので、このようになった経緯みたいなものをわかる範囲で教えて頂ければと思います。

(学校教育課長) このことにつきまして、事業が中止等で予算が余ったことについて、当時200万円の予算を全て使い切るということが引き継がれているわけですが、事業が行われないために残っていた分を、なんとか使い切らなければいけないというふうを考えて、事務局の方で年度末にまとめて執行した分が、不適切であると指摘を受けたもので、これについては本当に必要でないものは無理してお金を使うようなことをしないという事を課内の方でも共有しておりますし、他課の協力を得まして勉強会を開いて、外郭団体のお金の管理の仕方について課内で勉強したところでありますので、次年度以降こういったことが起きないように気を付けてまいりたいと考えております。

(岩間委員) もう一つ、外郭団体というものは結構たくさん数があるものなんですか。

(学校教育課長) 学校教育課では、中村ものづくり事業だけです。

(岩間委員) あとは他の課を超えて色々あるという解釈でよろしかったですか。

(企画管理課長) 例えば、〇〇実行委員会とか臨時に立ち上げて、そこで通帳管理をするとか、予算をその実行委員会で運営するとかいうようなものが対象になります。例えば、市の予算書に少年の翼実行事業というものがあつた場合に、公費の支出先で運営に市も関与するような場合、実際に運営する団体が、いわゆる外郭団体であり、その団体の会計の監査がしっかりしていないと困るというようなものが想定されます。企画管理課では、庄内地区教育委員会協議会という県と市の組織があるんですけども、そこに負担金を出しており、外郭団体となっております。

(スポーツ振興課長) スポーツ振興課では、体育振興会とかスポーツ推進委員会とかスポーツ本部、それからつや姫マラソンを開催するときに実行委員会制でやっておりますので、そういうものもみんな外郭団体の扱いになります。

(岩間委員) ここの部署の中で、学校教育課が事務局を担っているとなつていて、市の職員の方が経理の処理を行っているのか、その外郭団体の中で誰か選出されてどなたがやっているのか分からなかったもので、しっかりと今後このようなことがないように子ども達のためにしっかりとお金が使われるように、よろしく願いいたします。

(鈴木教育長) 他にございませんでしょうか。

(鈴木教育長) 次に、報告事項2についてお願いいたします。

(池田教育次長) 続いて報告事項2 酒田市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について 報告を申し上げます。資料をご覧ください。

教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、地方公共団体の長が、長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議し、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本となる方針などを定めるものです。

本大綱案につきましては、10月31日の令和4年度第2回総合教育会議及び令和5年2月14日の令和4年度第3回総合教育会議において協議をお願いしてまいりました。このたび、総合教育会議事務局の企画部企画調整課において市長決裁が完了し、4月1日号の広報で周知を図る予定とのことでしたので、報告を申し上げます。

以上でございます。

(鈴木教育長) ご質問等ございますでしょうか。

(鈴木教育長) ないようですので、報告事項は以上となります。

— ここから非公開 —

(鈴木教育長) それではこれより非公開の議案審議に入ります。事務局職員の人事案件となりますので、説明者以外の退席を求めます。暫時休憩します。

<教育次長を除く事務局職員退席>

(鈴木教育長) 再開します。議第21号 令和5年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について を議題といたします。これについて提案願います。

(池田教育次長) 議第21号 令和5年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について ご説明いたします。

(以下、別紙議案により説明)

(鈴木教育長) ただいまの提案に対し、ご質問、ご意見等ございませんか。

(議事進行)

(鈴木教育長) 他にご質問、ご意見等ございませんか。ないようでしたら、採決の前に、ここで事務局の入室を許します。暫時休憩いたします。

<退席していた事務局職員入室>

(鈴木教育長) それでは再開いたします。議第21号についてお諮りいたします。

議第21号 令和5年度酒田市教育委員会事務局等職員の人事異動について を提案のとおり決するにご異議ございませんか。

(各委員「異議なし」)

(鈴木教育長) ご異議なしと認めます。よって議第21号は提案のとおり決しました。

— 非公開はここまで —

(鈴木教育長) 本日の案件は以上となります。事務局より他に何かございますか。

(鈴木教育長) 委員の皆様方から何かございますでしょうか。

(岩間委員) 先日、私の本業であります印刷工業組合の東北地区での会合がございまして、その中で下期と上期と年に2度集まるのですが、その時の記念講演が、講師として公益財団法人文字・活字文化推進機構専務理事の町田さんという方で、活字文化振興の今までとこれからということで、講演していただきました。その中で、その方が学校図書について大変造詣が深くいらっしゃって、頂いた資料が学校図書の大事さみたいなものを頂きましたので、なぜ今紙の教科書が必要なのかとかそういったものがありました。学校図書法というものがあるが施行されて70周年の節目に当たるという事で、それで記念として活字の学びを考える懇談会というもので冊子を作られたそうなので、教育長に一部紙出したものをお渡ししますので、あとはデータをご用意いたしましたので皆さんに共有させてよければ、私の方から次長の方にお送りさせていただきますので、ぜひ目を通

して頂ければと思います。一人一台端末と紙の教科書を両方活用することが大事ですよということが書いてありましたので、参考になればと思いましたが、よろしくお願ひします。

(鈴木教育長) ありがとうございます。では後ほどその資料をじっくりと。

(鈴木教育長) 以上を持ちまして、本日の日程は、すべて終了いたしましたので閉会いたします。